

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域(案)に関する 県民意見募集の結果について

### 1 要旨・目的

令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に基づく規制区域(政令市、中核市を除く)の指定にあたり、規制区域(案)について県民意見募集(パブリックコメント)を行った結果について報告する。

### 2 現状・背景

公正の確保や透明性の向上を図るとともに、県民の皆様に広く周知するため、県内全域を規制区域とする案について県民意見募集を実施した。

### 3 県民意見募集の概要

#### (1) 募集した意見

盛土規制法の規制区域に対する意見

#### (2) 募集期間

令和5年5月29日(月)～令和5年7月14日(金)

#### (3) 主な意見 ※詳細については別紙のとおり

規制区域に対する意見 1件

- ・県内全域を規制区域としたことに賛同する意見

その他意見 1件

- ・許可対象工事面積に対する意見

#### (4) 結果

規制区域案については原案どおりとする。

### 4 今後の対応

令和5年9月28日に全国に先駆けて盛土規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始する。

## 盛土規制法に基づく規制区域(案)に関する県民意見募集の結果

## 1 実施期間・提出人数等

【募集期間】 令和5年5月29日～令和5年7月14日

【提出人数・提出方法】 2名・電子メール

## 2 意見の内容と県の考え方・対応

規制区域に対する意見 1件

| 意見の要旨                 | 意見の内容  | 県の考え方・対応  |
|-----------------------|--|---|
| 県内全域を規制区域としたことに賛同する意見 | 熱海の土石流災害のようなことが二度と起こらないように、また過去に県内で土砂災害が数多く起きていることを考えると、安全のために県全域を規制区域としたことは、県民としてありがたいことだと思う。 | 広島県では安全・安心のまちづくりを推進するため、いち早く規制区域の指定を行い、盛土規制法の運用を令和5年9月28日から開始する予定としております。 |

その他意見 1件

| 意見の要旨          | 意見の内容  | 県の考え方・対応   |
|----------------|--|--|
| 許可対象工事面積に対する意見 | 「盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの」は許可対象工事とされているが、緩傾斜地では面積を1,000㎡超にしてもらいたい。<br>理由：個人住宅を建築する場合、最近では500㎡超の宅地となる例が多く、許認可に係る個人負担の軽減を求めているもの。緩傾斜地、急傾斜地の基準を別途定め、運用をお願いしたい。 | 広島県では現状の法や条例による規制よりも緩和されることがないように、上乗せ条例を定めております。<br>ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。 |